

第831回宮城県教育委員会定例会日程

日 時：平成24年8月10日（金）午後1時30分から

場 所：県行政庁舎 16階 教育委員会会議室

1 出席点呼

2 開会宣言

3 第830回教育委員会会議録の承認について

4 第831回教育委員会会議録署名委員の指名

5 議 事

第1号議案 平成24年度政策評価・施策評価について (教育企画室)

第2号議案 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について (教育企画室)

第3号議案 平成25年度使用宮城県立中学校教科用図書の採択について (高校教育課)

6 課長報告等

(1) 高校教育改革の成果等に関する検証「男女共学化」及び「全県一学区化」の
中間とりまとめについて (教育企画室)

(2) 平成24年度全国学力・学習状況調査結果について (義務教育課)

(3) いじめ問題への取組の徹底について (義務教育課)

(4) 柴田高等学校（第一体育館）における火災事故について (高校教育課)

(5) 公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について (施設整備課)

(6) 東日本大震災における学校等の対応等に関する調査結果（宮城県）について
(スポーツ健康課)

(7) 重要文化財の指定に伴う宮城県指定文化財の解除について (文化財保護課)

7 資料（配付のみ）

(1) 宮城県美術館特別展「生誕100年 松本竣介展」の開催について (生涯学習課)

8 次回教育委員会の開催日程について

9 閉会宣言

第831回教育委員会定例会会議録

- 1 招集日時 平成24年8月10日（金） 午後1時30分から
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 勅使瓦委員長，佐々木委員，庄子委員，佐竹委員，青木委員，高橋教育長
- 4 説明のため出席した者
伊東教育次長，熊野教育次長，安住学校運営管理監，大山総務課長，高橋教育企画室長，加藤福利課長，寺島教職員課長，鈴木義務教育課長，佐々木特別支援教育室長，氏家参事兼高校教育課長，菊田施設整備課長，松坂スポーツ健康課長，西村生涯学習課長，後藤技術参事兼文化財保護課長外
- 5 開 会 午後1時30分

6 第830回教育委員会会議録の承認について

委 員 長 。（委員全員に諮って）承認する。

7 第831回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

委 員 長 。（庄子委員及び青木委員を指名する。
本日の議事日程は，配付資料のとおり。）

8 秘密会の決定

5 議 事

第3号議案 平成25年度使用宮城県立中学校教科用図書の新採択について

委 員 長 。（議事の第3号議案については，非開示情報が含まれていることなどから，その審議については秘密会としてよろしいか。
（委員全員異議なし）
この審議については，秘密会とする。）

※ 会議録は別紙のとおり。（秘密会のため非公開）

9 議 事

第1号議案 平成24年度政策評価・施策評価について

第2号議案 宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について

委 員 長 。（第1号議案及び第2号議案については，関連があることから，一括して説明を受けることとし，質疑は，その後に行うこととする。）

（説明者：教育長）

第1号議案について，御説明申し上げます。

資料は，1ページから6ページ及び別添参考資料となる。

参考資料の1ページを御覧願いたい。この評価の概要について，「1 趣旨」であるが，県の行政活動の評価に関する条例第13条の規定により，教育委員会はその所掌に係る政策，施策及び事業について，知事が行う評価に準じて評価を行うこととされており，このたび，この条例に基づき，平成23年度における宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画の2つの長期計画に関する教育委員会の所掌に係る政策・施策及び事業について，政策評価・施策評価を実施し，別紙のとおり県教育委員会としての評価結果の案をとりまとめたものである。この評価結果については，本日の教育委員会で決定された後，震災復興・企画部において，知事ほか，他の実施機関の評価結果と合わせて評価書にまとめられ，政策・財政会議での

審議を経て、9月県議会に提出されるものである。

政策評価・施策評価の詳細について、全体を通して見ると、平成23年度については震災の影響は否めないものと考えている。今後、この評価結果を踏まえ、特に遅れを取った施策について、着実に推進してまいりたいと考えている。

なお、詳細について、教育企画室長から御説明申し上げる。

(説明者：教育企画室長)

引き続き、参考資料1ページの「2 政策評価・施策評価の方法」から御説明申し上げます。

政策評価・施策評価に当たっては、知事部局と同様に教育委員会内の各担当課室において、宮城の将来ビジョン・宮城県震災復興実施計画に掲載されている平成23年度事業の評価を行い、これを基に、宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画の「政策」と「施策」について、成果を明らかにするとともに、政策と施策の課題等を分析し、今後の対応の方向性を示したものである。

なお、評価の客観性を確保するため、評価原案について宮城県行政評価委員会の意見を聴取し、その意見を最終的な評価結果に反映している。

次に、「3 政策評価・施策評価の結果」について、次の2ページを御覧願いたい。平成24年度の政策評価・施策評価の結果を一覧表にまとめたものである。上段の表が宮城の将来ビジョンに係る評価結果、下段の表が宮城県震災復興計画に係る評価結果である。評価に当たっての判定区分及び判定基準等については、次の3ページを御覧願いたい。一番上の表が政策評価、真ん中の表が施策評価の判定区分と判定基準となり、それぞれ“順調、概ね順調、やや遅れている、遅れている”の4段階から評価することとなっている。また、施策評価については、施策ごとにそれぞれ数値的な目標指標を設定しているが、その達成度については、一番下の表のとおり“A、B、C、N”の4段階で判定しているものである。

2ページの一覧表にお戻り願いたい。はじめに、宮城の将来ビジョンの評価であるが、一番左にある政策番号7の「将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり」について、構成する3つの施策のうち施策番号16の「豊かな心と健やかな体の育成」について、右側の目標指標にある「不登校児童生徒の在籍者比率」が中学校・高校で目標に達しなかったほか、その下の「不登校児童生徒の再登校率」や「児童生徒の体力・運動能力」に関する目標指標の達成度がマイナスに推移していることなどから、「やや遅れている」と評価している。しかしながら、その他の施策番号15及び17について、目標指標等の状況や各事業において一定の成果が見られたことなどから、総合的に勘案し、それぞれ「概ね順調」と判断している。この政策番号7の政策全体としては「概ね順調」と評価している。また、政策7以外の施策について、上に6番、下に8番、それぞれ保健福祉部の所管があるが、それを構成する一番上の施策番号14、これは教育庁の所管であるが、「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」について、目標指標等の達成状況や各事業において一定の成果が見られたことなどから、総合的に勘案し、「概ね順調」と評価している。一方、下の政策番号8を構成する施策番号23の「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」については、目標指標である「図書資料貸出数」が震災の影響で把握できなかったため指標が“N”となっているほか、「総合型地域スポーツクラブの創設数」や「市町村における育成率」、「みやぎ県民文化創造の祭典参加者数」が目標に達しなかったことなどから、「やや遅れている」と評価をしている。

次に、下の表にある宮城県震災復興計画の評価であるが、一番左にある政策番号6の「安心して学べる教育環境の確保」の評価について、構成する3つの施策のうち施策番号3「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」については、2つの目標指標は一定の成果が見られたものの、達成度がともに低かったことや震災の影響により事業規模の縮小があったことなどから、総合的に勘案し、「やや遅れている」と評価をしている。その他の施策1、2については、目標指標等の達成度が「概ね良好」であり、各事業においても一定の成果が見られたことなどから、総合的に勘案し、それぞれ「概ね順調」と評価しており、政策番号6の政策全体としては「概ね順調」と評価している。

次に、議案資料2ページを御覧願いたい。先ほど御説明した評価の結果については、2ページから6ページにかけて、政策と施策ごとに、評価の理由や課題と対応方針、宮城県行政評価委員会からの県の評価に対する判定等を記載している。

資料4ページを御覧願いたい。宮城県行政評価委員会からの判定について、全ての評価に妥当であると

の判定をいただいているが、下の政策番号8、施策番号23の「生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興」については、「評価の理由」に現況の把握ができていないなどの一部不十分な点があるとして、「図書資料貸出数」の目標指標だけでなく、当該指標を補完するデータ等を用いるなどして、施策の成果をより分かりやすく示す必要があるとの御指摘をいただいている。このため、その上の「評価の理由」欄の下線部分にあるとおり、宮城県図書館の1日当たりの来館者数、1日当たりの貸出冊数等の数値を含めた上で、評価理由を追記している。

その他、行政評価委員会からは、より具体的な対応方針や、より分かりやすさに配慮する必要があるなどの御意見をいただいている。具体的には、3ページの宮城の将来ビジョンの施策番号16の「課題と対応方針に対する意見」欄に「意見あり」とあるが、「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが果たす役割及び業務内容について、対応方針に分かりやすく示す必要がある。」との御意見をいただいております。これに対応する形で「課題と対応方針」欄の下線部を修正している。同様に、4ページの施策番号23、5ページの震災復興計画の施策番号1、6ページの施策番号3の「課題と対応方針」欄で、下線部のとおり課題と対応方針を追加・修正している。

最後に、参考資料1ページにお戻り願いたい。「4 宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画の今後の推進に当たって」についてであるが、今回の結果を踏まえ、今後は特に、志教育の更なる推進、児童生徒の様々な心の問題に対する支援や体力・運動能力の向上に取り組むほか、震災により被災した学校施設等の復旧、被災児童生徒の就学支援や心のケアの継続、学校における防災教育の充実と防災機能の強化に取り組んでまいりたい。

さらに、県民の心の復興を支援するための学習機会の提供や文化芸術の振興を促進するとともに、スポーツ活動の一層の充実を図ってまいりたいと考えている。

(説明者：教育長)

引き続き、第2号議案について、御説明申し上げます。

資料は、別冊と参考資料1及び2となる。

別冊報告書の1ページを御覧願いたい。1の「趣旨」であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に報告し、公表することとされている。このたび、平成23年度における状況について、別冊のとおりの宮城県教育振興基本計画の点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に報告しようとするものである。

別冊報告書の5ページを御覧願いたい。今回の点検・評価結果及び目標指標等の達成度状況一覧を示している。宮城県教育振興基本計画では、第1号議案で御説明申し上げた宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画に掲げる教育施策を、6つの基本方向として組み立てているが、点検・評価においては、その基本方向を実現するために設定する26の取組も含めた形で点検・評価を実施している。その結果については、表に記載のとおり、宮城県教育振興基本計画に掲げる6つの基本方向について、「概ね順調」が4件、「やや遅れている」が2件となっており、26の取組については、資料に記載のとおりとなっている。

第1号議案における「政策評価・施策評価」の結果と同様に、震災の影響は否めないところではあるが、宮城の復興を果たすため、それを支える人材の育成をはじめ、各種教育施策の推進に力を尽くしてまいりたいと考えている。

なお、詳細について、教育企画室長から御説明申し上げます。

(説明者：教育企画室長)

引き続き、別冊報告書の1ページを御覧願いたい。「3 宮城県教育振興基本計画の点検・評価方法等について」であるが、この点検・評価の方法については、知事部局を含めた各担当課室において、宮城県教育振興基本計画の第1期アクションプランに掲げる平成23年度事業の点検を行い、その評価の中で、本計画に掲げる「6つの基本方向」と「26の取組」の成果を明らかにするとともに、課題等を分析し、今後の対応の方向性を示したものである。また、評価に当たっては、第1号議案で御説明申し上げた宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画に係る政策評価・施策評価と一体的に実施するとともに、点検・評価の客観性を担保するために、宮城県行政評価委員会から出された宮城の将来ビジョンと宮城県震災復興

計画の教育施策に関する御意見等を踏まえながら、点検・評価を実施したものである。

参考資料1を御覧願いたい。資料に記載のとおり、右側に宮城の将来ビジョン、左側に宮城県震災復興計画、中央部分に教育振興基本計画があり、それぞれの施策は、それぞれの基本方向と対応関係があることを示したものである。このため、例えば、右側に記載している宮城の将来ビジョンの施策番号15「着実な学力向上と希望する進路の実現」と、左側の震災復興計画の施策番号1「安全・安心な学校教育の確保」の評価結果が「概ね順調」であるが、これに対応する中央の教育振興基本計画の基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」の評価も「概ね順調」であり、それぞれ関連していることを示している。教育振興基本計画の基本方向2から6の評価結果についても、それぞれ対応関係にある宮城の将来ビジョンと震災復興計画の施策の評価と結果的に同様の評価となっている。

次に、別冊の5ページを御覧願いたい。教育振興基本計画における26の取組の評価結果であるが、こちらは、点検・評価結果及び目標指標等の達成度の状況を一覧表にまとめたものである。左側の6つの基本方向の評価結果については、先ほど御説明申し上げたとおりであり、中央部分にある26の取組の評価結果について、特に評価が低いと判断した取組を中心に御説明申し上げる。

まず、基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」の取組3「幼児教育の充実」について、幼児教育を推進する体制が構築されつつあるものの、具体的な成果はまだ見られていないこと、取組5「時代の要請に応えた教育の推進」については、震災の影響で情報教育や環境教育に関する事業に中止や見直しなどがあったことなどから、それぞれ「やや遅れている」と評価したものである。

次に、基本方向2「豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成」であるが、取組1「感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援」については、中学校・高校における「不登校児童生徒の在籍者比率」や小学校・中学校における「不登校児童生徒の再登校率」の目標指標で、目標を達成できなかったこと、また、取組2「健康な体づくりと体力・運動能力の向上」については、児童生徒の体力・運動能力が依然として低い状況にあること、取組3「災害に積極的に向き合う知識と能力の育成」については、(仮称)みやぎ学校安全基本指針の策定等の防災教育の推進に向けた事業に着手したものの、具体的な成果はまだ見られていないことなどから、それぞれ「やや遅れている」と評価したものである。

次に、基本方向5「家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり」の取組3「子どもたちの体験活動の推進」については、震災の影響もあり、体験活動事業の多くに中止や見直しなどがあったことなどから、「やや遅れている」と評価した。

次に、基本方向6「生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進」の取組1「地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進」については、震災の影響による事業の中止や事業規模の縮小があったこと、取組2「文化財の保護と活用」については、被災文化財の修理・修復に向けた進捗率が低いこと、復興事業に伴う埋蔵文化財発掘調査等がまだ進んでいないこと、取組3「生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実」については、「総合型地域スポーツクラブの創設数」や「市町村における育成率」の目標指標で、目標を達成できなかったことなどから、それぞれ「やや遅れている」と評価した。

なお、次の7ページから65ページにかけては、それぞれの評価の理由や課題と対応方針について記載しており、また、参考資料2には、その概要をまとめている。

最後に、4ページを御覧願いたい。「Ⅲ 宮城県教育振興基本計画の点検及び評価の総括」であるが、「1 宮城県教育振興基本計画の成果について」に記載のとおり、6つの基本方向について、「概ね順調」が4件、「やや遅れている」が2件と判断され、26の取組については、「順調」が1件、「概ね順調」が16件、「やや遅れている」が9件と判断されたことから、宮城県教育振興基本計画全体の成果としては「概ね順調」と考えている。また、「2 宮城県教育振興基本計画の今後の推進に当たって」であるが、先ほど教育長が申し上げたとおり、全体を通して見ると、平成23年度については、やはり震災の影響は否めないものと考えている。

今後は、今回の点検・評価の結果を踏まえ、宮城の将来ビジョンや宮城県震災復興計画との一体性に配慮しながら、教育施策の総合的かつ体系的な推進に一層取り組んでまいりたい。

以上、2件の議案について、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

佐々木委員 宮城県の素晴らしい教育目標である「学ぶ土台づくり」や「志教育」の進捗状況については、資料のどこを見れば、その教育の成果が評価されていると判断できるのか。

教育企画室長 第2号議案の別冊報告書5ページを御覧願いたい。一番上の基本方向1「学ぶ力と自立する力の育成」のうち取組1「小・中・高等学校を通じた『志教育』の推進」があり、ここに記載している内容が「志教育」の評価となる。また、「学ぶ土台づくり」については、取組3の「幼児教育の充実」に記載のとおりとなる。

佐々木委員 震災の影響により遅れている施策もあったが、「志教育」等については、概ね着実に進められてきていると判断していいか。

教 育 長 「志教育」については、総合的には「概ね順調」に進めることができたと考えている。ただ、そのモデル的な事業は、当初5地区の想定から3地区に減少するなど、震災の影響で一部縮小せざるを得なかった事業があることは否めないと考えているが、総合的な視点から判断すると、目標指標にある「体験活動、インターンシップ等の参加人数」等の数値上の評価、各市町村の取組や各県立学校の取組の状況等から、震災の影響はあったものの、県全体としては「概ね順調」と評価している。

教育企画室長 「学ぶ土台づくり」に関する基本的な生活習慣の確立等については、平成22年度中に計画を策定し、平成23年度から本格的な事業を実施する予定であったが、大震災の影響により、復旧・復興等の各事業を優先的に進める必要があり、事業そのものを一時休止せざるを得ない状態となったことから「やや遅れている」と評価したものである。

なお、平成23年度に予定した事業については、「学ぶ土台づくり」推進計画に基づいた推進連絡会議を開催するなど、今年度当初から順調に進めているものである。

佐竹委員 第1号議案別紙の3ページ、施策番号16の「豊かな心と健やかな体の育成」のうち「課題と対応方針」の下線部分に記載されている「児童生徒の長期的・継続的な心のケアに対応するため…」の部分について、ここでは児童生徒を対象としているが、それだけに着目している理由が分からない。そこに記載されているスクールカウンセラーは、児童生徒へのケアが中心であるが、教職員の心のケア、教職員の豊かな心と健やかな体の育成も必要であり、一番重要な部分が欠けていると思う。

教育企画室長 将来ビジョンにおける教育の施策評価において、考え方を限定している部分であるが、その施策番号16「豊かな心と健やかな体の育成」の目標としている対象が児童生徒であるため、その児童生徒を中心とした評価を行っているものである。

なお、先生方に対する心のケアなどについては、第2号議案の別冊「宮城県教育振興基本計画の点検及び評価に関する報告書」の5ページの基本方向4の取組4「教職員を支える環境づくりの推進（福利課）」で点検しており、その詳細については、40ページの「教職員を支える環境づくりの推進」として、次年度の対応方針も含めて具体的に記載している。また、その評価は「概ね順調」と判断している。

教 育 長 教職員の心のケアについて補足する。教育企画室長の説明のとおり、その項目に係る事業は福利課で対応しているが、これまでも、カウンセラーの派遣や1万9000人の教職員を対象とした健康調査を行うなど、教職員を対象にした調査にも取り組んでおり、それらの結果を踏まえながら必要な対応を進めている。委員御指摘のように、子どもたちの心をケアするためには、先生方の心のケアにもしっかり取り組んでいくことが重要であることから、今後も継続的に対応していきたいと考えている。

佐々木委員 基本計画や将来ビジョンは中長期的な視点に基づく計画として、大きな一つの目標に向かって構想を立てるものであり、将来を見据えた構想として、その路線を崩さないことが重要であると思う。ただし、昨年は、東日本大震災という千年に一度発生するかどうかの震災が発生し、非常に大きな課題や問題が浮き彫りとなった。そのような大きな事象が発生したことを鑑みれば、政策や基本計画の大きな路線変更や方針転換が臨機応

教 育 長

変にあって然るべきではないかとも思う。基本計画等の大きく変更した部分、あるいは変更せざるを得なかった部分があるのか。また、その評価がどうなっているのか。

第2号議案の参考資料1を御覧願いたい。県の長期計画として、平成19年に「宮城の将来ビジョン」を策定し、その計画に基づき教育分野に関する政策・施策を進めてきた。その後、県教育委員会として、平成22年度からの10年を計画期間とした「宮城県教育振興基本計画」を策定し、将来ビジョンにおける教育分野の政策等も踏まえ、県教育委員会の今後の事業をどう進めていくかを示してきた。

その後、昨年の大震災が発生したことを受け、その復興に向けた計画として、「宮城県震災復興計画」が策定され、当然、震災からの復旧・復興を念頭に置きながら、教育分野でどこに力を入れていく必要があるかなどについて、資料に記載している政策等に取り組んできた。その復興計画を策定する際には、現に進行中の基本計画の大幅な見直しについても内部で検討したが、結果としては、大きく変えるのではなく、その中心に据えている「志教育」を今こそ着実に取り組むべきとの結論に至り、その取組をさらに充実させていくこととした。また、先ほど御指摘のあった「学ぶ土台づくり」については、被災した方々を中心に生活環境が苦しくなっている現状の中で、幼少期にある子どもたちを今後どのように育てていくかが極めて重要であることを踏まえ、この復興計画の大きな施策として、「安全・安心な学校教育の確保」、「家庭・地域の教育力の再構築」、「生涯学習・文化・スポーツ活動の充実」のような項目を定めたところである。

そのような経緯を踏まえ、具体的な取組は大きく変更せず、教育振興基本計画で取り組んでいる政策等に基づく事業を充実させ、今後の本県教育を進めて行くこととした。

委 員 長

第1号議案の施策番号14「家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成」の評価は「概ね順調」、参考資料の2ページの目標指標等の「学校と地域が協働した教育活動（学社融合事業）に取り組む小中学校の割合」は「A（目標値を達成している）」であり、順調に進んでいると思うが、その小中学校が地域と協働した教育活動に取り組んでいる割合は、現在どの程度であるのか。これは、議案資料4ページの「評価の理由」の2点目にも記載されているが、「震災により地域と学校とが協働して地域再生に取り組むことが多く、目標が達成できた」とあり、震災が発生したことで、いろんな立場の人たちが地域と一緒に多様な取組や活動ができたことは、協働教育を推進する上で良好な取組であったと思う。一方で、震災が発生しなければ、それが進まなかったのではないかと不安もある。そんな印象を評価理由から受けるため、その割合がどれほどであるのか、どれほどの小中学校が協働教育を一生懸命に進めているのか伺いたい。

また、結果として良くなっている部分は問題ないが、震災復興を見据えた場合の2年目、3年目等の今後の協働教育について、その教育が、良好な部分を引き継いだ形で進んでいくのかを考えると、必ずしも理想的な形にならないことも懸念される。今後の協働教育の在り方については、その取組も念頭に置きながら考えていく必要があるため、現時点における考え方や方向性を伺いたい。

生涯学習課長

1点目の「学校と地域が協働した教育活動（学社融合事業）に取り組む小中学校の割合」については、平成25年度を最終年度として、その時点における目標値を70.2%として定めていたが、平成23年度の達成度は、その目標値が66.1%であるのに対し、90.7%まで達したため、相当の進展が見られたと考えている。

2点目の震災が発生しなかった場合の協働教育について、あくまでも推測となるが、ある程度の進展が見られたのではないかと考えている。震災を受けて、特に被災地を中心に県内全体で“絆”という結びつきが広がり、県民の皆さんは、地域との連携に関し、身をもって感じていただけたものと思われる。そのような経験を通じて、今後の学社融合事業については、地域の方々に学校にお越しいただき、様々な関連事業を支援していただく、あるいは地域と学校が相互に連携するといった機運が大いに高まったものと考え

委員 長	<p>えている。また、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業として、国庫100%の事業が各市町村に入ってきた関係もあり、本年6月から今年度末にかけて、各市町村において協働教育推進事業の取組が強力に進められていると思われる。</p>
	<p>震災前は進んでいる地域と進まない地域とがあったと思う。震災後、それが急激に進み、全体の90%を超える割合となっている。協働教育については、震災をきっかけとして非常に良好な状態になっている。今後は、財政的な支援が必要となる部分もあると思うので、その状態を維持していけるような支援体制等にも配慮いただきたい。</p>
	<p>もう1点。施策番号17の目標指標である小・中・高校の外部評価について、外部評価を取り入れる学校が増えてきていることから、その最終評価は「概ね順調」になっていると思われる。ただし、外部評価の方法は、地域の方々、学校の評議員、保護者の方々に対するアンケート等が主体となっていると思うが、その内容を見ると、学校評議員には実態が分からない内容等が含まれていることがある。私も外部評価のアンケート用紙に記入した経験があるが、内容の分かる項目は全体の4割程度で、残る項目は学校の現状や実態が分からず、その評定に困ることがあった。学校教育に関わっていない方が記入するのであれば、その状況はさらに下がるものと思われる。本来は、評価する方々が、学校の状況を把握するため、もっと学校に入り込んでいただければよいが、現実としては、そうはいかない部分もある。外部評価を実施していくことは、非常に良い取組であると思うが、その評価の仕組や内容を検討する必要があると思う。</p>
教 育 長	<p>外部評価については、学校の関係者が評価する形になっていると思う。例えば、評議員の方やPTA関係者、あるいは外部の方をお願いすることもある。その中で、「学校の現状が分からないのに評価はできない」といった声が届いている学校もある。形式的には整備され、その実施状況は100%に近づいており、数字上の目標は達成しつつあるが、委員長御指摘のように、今後その内容や手法の改善が課題だと考えている。</p>
	<p>そのような観点から、学校情報を外部に対し積極的に発信していく取組を充実させていくことも必要ではないかと思う。インターネット等を通じた各学校ホームページによる情報提供は増えているものの、それ以外の手法も含めて検討する必要がある。プラスの情報だけでなく、マイナスの情報も含めて公表していく姿勢が大事であり、各市町村の教育委員会とも情報交換しながら、より充実するよう努めてまいりたい。</p>
委 員 長	<p>(委員全員に諮って) 第1号議案について、事務局案のとおり可決する。</p>
委 員 長	<p>(委員全員に諮って) 第2号議案について、事務局案のとおり可決する。</p>

10 課長報告等

(1) 高校教育改革の成果等に関する検証「男女共学化」及び「全県一学区化」に関する中間とりまとめについて

(説明者：教育企画室長)

去る7月27日、県立高等学校将来構想審議会から、高校教育改革の成果等に関する検証のうち「男女共学化」及び「全県一学区化」に関する中間とりまとめが報告されたので、その概要を御説明申し上げます。

資料は、別冊「検証経過報告書」となる。まず、表紙の裏の目次を御覧願いたい。IからVIまでの6部構成としており、本日は検証作業に直接関わる部分を中心に御説明申し上げます。

1ページの「I 中間とりまとめの位置づけ」を御覧願いたい。第2期審議会では、高校教育改革検証部会を中心に3つの施策の検証に取り組み、昨年9月には、「普通教育と専門教育の体制整備」に関する答申をいただいている。「男女共学化」及び「全県一学区化」に関する検証作業については、これまで、中長期的な検証を進めていくための指標の整理と、主に定量データによる現状把握を行ってきたところである。実証的データに基づく成果または課題の特定・抽出を行うためには、更なるデータの収集・分析を進め、今後の推移を見ていく必要がある一方で、第2期審議会委員については7月末に任期満了を迎えることから、これまでの審議経過を中間とりまとめとして整理し、次期審議会に引き継ぐこととしたものである。

2ページから3ページにかけては、「Ⅱ 高校教育改革の成果等に関する検証」の経緯・目的・内容等の概要について、4ページから9ページにかけては、「Ⅲ 『男女共学化』及び『全県一学区化』の施策の概要」として、その経緯・実施状況・県教委の取組等を整理の上、記載している。

10ページを御覧願いたい。「Ⅳ 『男女共学化』及び『全県一学区化』に関する検証の実施方法」であるが、「1 検証の方針」として「(1) エビデンスに基づいた検証」であること、「(2) 高校教育の改善に繋げる検証」であること、「(3) 説明責任の確保に向けた検証」であることの3つを掲げている。11ページには、「2 検証の対象」について、「(1) 施策のプロセス」と「(2) 施策の実施による効果」の2つを掲げ、「3 検証の視点」の表にまとめているとおおり「施策のプロセスの検証」については、①目的、②必要な準備、③必要な取組、④当初の目標の達成状況と弊害有無の4つの視点から検証することとしており、「施策の実施による効果の検証」については、⑤教育の質の確保、⑥県立高校将来構想の目指す人づくりがなされているかの2つの視点から検証することとしている。12ページを御覧願いたい。「4 検証の進め方」については、下のフロー図にまとめているとおおり、①評価指標の検討、②現状の把握、③成果の把握、課題の抽出、④課題解決の方向性の検討という流れで作業を進めていくが、第2期審議会における検証作業は、このフロー図で申し上げると、①から②の段階に取り組んだところであり、③及び④は、次期審議会に取り組むこととしており、今後の作業となる。

13ページを御覧願いたい。「Ⅴ 『男女共学化』及び『全県一学区化』に関する検証」の具体的実施内容である。まず、「1 評価指標の検討」については、評価指標設定の考え方である。こちらに記載している考え方に基づき検討した評価指標は、27ページから29ページの資料編に記載しており、27ページについては「男女共学化に関する施策プロセスの検証」のフローであり、先ほど御説明したとおおり目的・準備・取組・目的達成及び弊害の有無の順序で進めていくこととしている。28ページには、同じようなスタイルで「全県一学区化に関する施策プロセスの検証」を進めていき、最終的には29ページにある「男女共学化・全県一学区化の実施による効果の検証」に向かって、それぞれの作業を進めていく流れである。

14ページにお戻り願いたい。「2 『男女共学化』に関する現状把握」であるが、これまで、主に、箱囲み内に記載しているデータについて、学校のタイプ別及び学校別に整理して見てきたが、そのうち論点となった2点について、このセクションでまとめている。1つ目は、「(1) 生徒男女比の推移」である。関連するデータの状況としては15ページの図2であるが、学校のタイプ別で見ると、①男子校と女子校の統合による共学校では男女比がほぼ半々程度で推移しており、②男子校からの共学校では女子生徒の割合が、年次経過とともに3～4割程度まで増加傾向で推移しているが、③女子校からの共学校では男子生徒の割合が増加傾向にあるものの、その増加幅は学校により異なる状況である。学校別の数字については、そのグラフの下に数字がそれぞれ記載されている。地区別の傾向については、その下の図3に示しているが、中部地区の学校では、他地区に比べ男女比の差が開いており、東部地区(石巻)の2校は、男女比が近づき、生徒の流動化が進んでいる状況となっている。

ここでの主な論点としては、生徒の男女比を見る限りにおいては、「共学化は緩やかに進行していると言っている良いのではないか」という意見がある一方で、「女子校からの共学化校において男子生徒の数が伸び悩んでいる状況」を指摘する意見もあり、また、「そうした状況を学校の特色と把握することもできるのではないか」という意見や「生徒の男女比率は学校の特色づくりとの関連性が高い」との意見もあることから、共学化後の新しい学校づくりや学校経営の状況等に関するデータを見ながら、かい離が生じている理由を的確に把握する必要があるとしている。

「男女共学化」に係る2つ目の論点は、16ページの「(2) 学校経営」である。関連するデータとして学校評価のデータを17ページから19ページに掲げているが、学校のタイプ別で見ると、全般的に男子校からの共学校における生徒の満足度が相対的に高く、女子校からの共学校では、17ページの図4の「①学ぶ意欲を引き出し、学力を身につけられるような授業が行われている」との点について、男子生徒の方が女子生徒よりも満足度が高くなっている。一方で、19ページの「⑨校舎・グラウンド」への評価が低く、特に女子校からの共学化における男子生徒の評価が低いが、18ページの「⑤部活動は活発に行われている」に対する満足度は、全体としては必ずしも低くない状況となっており、こうした状況に関する主な論点としては、共学化に伴う教育環境の整備や教育活動の実施について、学校評価などのデータを手が

かりとしながら指標を設定して評価を行っていく必要があること、新しい伝統づくり・新しい特色づくりを目指した取組が実施されているかなどについても、さらに調査を進める必要があることとされている。

続いて、20ページを御覧願いたい。「3 『全県一学区化』に関する現状把握」であるが、こちらも論点となった2点について、まとめているものである。1つ目は「(1) 生徒の地区間流入による影響」であり、関連するデータは、隣の21ページの表5であり、本文で参照している部分を太線で囲んでいるが、右から3番目の欄の「同一地区の公立高校（全日制課程）に進学した生徒の割合」の一番下の数値について、平成21年度の「69.3%」、平成22年度の「66.7%」、平成23年度が「67.0%」と推移しており、県全体では、全県一学区化前の平成21年度からほぼ横ばい状態となっている。地区別にみると、「南部（刈田柴田・伊具）」、「北部（大崎・遠田）」、「北部（登米）」、「東部（石巻）」の4地区で2年連続して減少しているものの、その減少幅は1年あたり5%以内という状況にある。また、私立学校への進学割合の大幅な増加も見られないことから、地区間の比較で見限りにおいて、現段階では、特定の地区への集中は見られない。

主な論点としては、生徒の地区間移動が更に進むか否かについて、今後の推移を継続して見ていく必要があること、特定の地区・学力層の生徒にとって、入学者選抜試験が厳しくなっていないかどうかについても、他のデータと併せて分析していく必要があること、教育機会の不均等や学力の地域間・学校間格差の問題が生じていないかについても、継続して点検していく必要があることなどが指摘されている。

23ページの「全県一学区化」に関する2つ目の論点として「(2) 学力の向上・学校の特色づくり」であるが、関連するデータの状況については、22ページの表6を御覧いただくと、全県一学区の導入により懸念された仙台市以外の進路指導拠点校の学力低下は、一番右側の欄「みやぎ学力状況調査（国数英）偏差値」の推移を見る限り、現在のところ見られておらず、また、仙台市内の進路指導拠点校や理数科又は英語科が設置されている学校についても、志願者の大幅増加や大きな学力変化は見られない状況にある。

主な論点としては、「全県一学区化」にあたって懸念された事項について、今後も継続して見ていく必要があるなどとされている。

24ページを御覧願いたい。最後のセクションは「VI 教育委員会に対する提言と更なる検証の実施に向けて」であるが、「1 これまでの検証作業」の2段落目に記載のとおり、これまでの検証作業では、いずれの施策に関しても課題の抽出には至っていないが、この検証作業が、生徒達が伸び伸びと充実した学校生活をおくるための環境づくりへと繋がっていくべきものという認識のもと、今後の動向を注視し、現状を的確に把握する必要があるとされている。

「2 教育委員会に対する提言」では、これまでの検証作業で明らかになった教育委員会が配慮すべき事項として3点掲げている。1つ目は、施策の実施に伴い学校現場で問題点を認識した際には、学校において速やかに改善措置を講じるとともに、教育委員会では、各学校における課題解決に向けた取組を適切に支援する必要があること、2つ目は、高校から生徒・保護者・中学校に対して情報発信の更なる充実が必要であること、3つ目は、地域内での通学を希望する生徒については、地域の学校に通えるような施策の展開が必要であり、地域との連携や学校ごとの特色づくり、地域の進路指導拠点校の学力向上の取組等を更に推進するための学校及び教育委員会のより一層の取組が必要であるとされている。

「3 『男女共学化』の検証にあたって留意すべき事項」及び25のページの「4 『全県一学区化』の検証にあたって留意すべき事項」では、前のセクションで整理した論点から、それぞれ今後の検証作業にあたって留意すべき点を抜き出してまとめている。

「5 今後の検証作業に向けて」であるが、今後のデータの収集・分析にあたって、必要に応じて定性データを収集することも重要となるが、現段階で想定されるデータ収集の方法として、「②高校の現地調査等」、「③中学校の進路指導教員への意見聴取」等を掲げている。最後から2つ目の段階となるが、「男女共学化」及び「全県一学区化」については、本県の高校教育にとって大きな変革であり、その施策や成果・課題の検証については、今後とも様々な観点から時間をかけて行う必要があることとし、この中間とりまとめにおいて整理した審議経過を踏まえつつ、次期審議会においても、高校教育改革の取組に対する検証が継続的に進められることを強く希望するものとされている。

中間とりまとめの概要については以上のとおりとなるが、この中間とりまとめの報告を受けての今後の

教育庁としての対応について、若干補足させていただく。第3期審議会の委員については、先月の教育委員会定例会で議決いただいたところであるが、その第1回目の会議を9月4日に予定しており、そこで第3期審議会に対する諮問を行う予定である。諮問内容については、本日御説明した中間とりまとめの報告を踏まえ、「男女共学化」及び「全県一学区化」に関する検証の継続をお願いするとともに、高校教育改革に関する新たな検証テーマについても審議をお願いしたいと考えている。

なお、具体的な諮問理由等は、第1回審議会終了後の教育委員会定例会で御報告させていただきたい。本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

青 木 委 員

22ページに、宮城県全体としての「同一地区の公立高校(全日制課程)への進学割合」や「みやぎ学力状況調査の前年度差(ポイント)」が出ているが、「仙台市」と「仙台市以外」として、ある意味大きな地域別に区分されている。この「仙台市以外」には、石巻地域、県南地域、県北地域等もあり、例えば、「県北はいいが、石巻は悪い。しかし、平均ではそれほど変わりがない」といった現象が隠れてしまうのではないか。数ヶ月前の定例会においても、高校入試における学校別の最高点・最低点等の結果を公表しないとの話題があったが、詳細なデータが分からなければ、学力の向上や、その差を埋める方法を見出していくことが困難になると思う。企業経営に例えれば、「うちの会社はこのくらいの利益を出している」との具体的な数値を示された場合と「全体ではこの程度である」との抽象的な報告では、その判断に困るのではないか。本来は、部門別や品種別等の詳細なデータを基に分析し、その経営を検討するはずである。

ある父兄から「石巻地区の高校入試のレベルが落ちている」との話聞いたため、この話題を再度取り上げたのである。本来は、地域別、高校別等の詳細なデータが提示されなければ何も分析できない。公表・非公表は別問題として、この会議の場に詳細な資料を提供すべきではないか。地域別に区分しているか分からないが、この資料は、学校別、地域別の詳細なデータから作成しているものと推測するがいかか。

教 育 企 画 室 長

委員御指摘の22ページの表6について、「進路指導拠点校(仙台市内)」は、いわゆる進学校と言われる高校であり、「進路指導拠点校(仙台市以外)」は、資料8ページの表3「②各地域の進路指導拠点校の学力向上事業」の中段部分に記載している「進路指導拠点校」を表しており、当初は全県で11校、現在は10校の高校となる。各地域の進路指導拠点校の成績を分析するため、22ページの表6のとおり整理したものであり、その内容は地区別の学力を比較したものではない。この内容は、全県一学区化を進める際に、仙台市内の特定の学校に優秀な学生が極端に集中するのではないかと懸念があったことから、それを比較・分析するために整理したものである。その内容を基に、全県一学区化とその後の学力の推移を比較したところ、現時点では、それほど差が出ていないことが判明したものである。委員御指摘のとおり、相対評価となることから各学校の個別表はあるが、今回の資料には含めていない。

また、21ページの表5「学力状況調査の状況」であるが、これは地域別に区分しており、例えば石巻地区であれば「東部(石巻)」欄に記載のとおり、同管内の同一地区の公立高校への進学割合は、平成21年度から平成23年度の3年間で、88.6%、87.0%、86.3%と、大きな変動がないことが分かる。その進学割合は、各学校のデータの積み上げとなっているが、今回の資料では総体的な数値により示している。

教 育 長

今の教育企画室長の説明を補足する。21ページの表5の一番右側の欄「みやぎ学力状況調査(国数英)偏差値」を御覧願いたい。御指摘のあった学力について、みやぎ学力状況調査は、高校2年生時に実施しており、その調査における前年対比の数値を偏差値として表している。高校2年生時を対象としてから、年数がそれほど経過していないため、この数値の動向については、今後も注視していく必要があると考えている。

学力向上については、今後も御報告する機会があると思うが、県立高校の学力向上を

考えていく際、詳細なデータが必要との御指摘は、そのとおりであると思う。しかし、高校個別の調査結果を公表した場合、高校の序列化を促すこととなる懸念もあり、その公表については内部で検討させていただき、できる限り参考データを提示したい。

青木委員 各地区の学校の水準もしくは各学校の個別情報については、自分の学校のことしか分からないのか。例えば、石巻高校は、石巻好文館のことが分からないと理解していいか。

高校教育課長 学力状況調査の結果については、全体の平均とその学校の結果が提供されている。

青木委員 その情報は、同じ石巻地区の学校であっても、石巻高校と石巻好文館高校では何も持っていないこととなるのか。

高校教育課長 各学校間で情報交換すれば、その情報を取得することもできる。

青木委員 各学校の先生同士で、情報交換していないのか。

高校教育課長 情報交換していると聞いている。

青木委員 例えば、学力向上を目指す際に、その実施主体は誰なのか。この会議の場で追認するだけの内容であれば、このような議論をする必要はないが、宮城県の教育を考え、子どもたちの学力を向上させるためには、個別の情報が必要不可欠である。

教育長 学力向上については、最重要な課題と認識し、これまでも検討を重ねてきたところである。その課題認識の下で、今後も各施策を推進していきたいと考えている。その際、詳細な情報がなければ重点化すべき部分が見えなくなり、必要な御意見を出しにくいとの視点は、まったくそのとおりである。しかし、学校個々の情報を公の場に提示した場合には、別の問題も発生する。例えば、その部分は非公開にするなど、会議の持ち方も含めて検討する必要があると思う。これまでは、地域別あるいは学校別の情報を提示しない方針で進めてきたが、会議資料の作成に関し、大変重要な御指摘をいただいたので、今後、内部で検討の上、御報告したいと思う。

青木委員 今後も学力調査があるため、提供できる資料を示していただきたい。

委員長 今回の中間報告は、全体としては良くまとまっており、留意点、注意する必要のある部分など、しっかりと整理されている。

その中で、資料に記載されていない部分を伺いたい。「男女共学化」であるが、共学化を検討する段階で、この会議の場でも議論を重ね、最終決定時期が2ヶ月程度遅れたと記憶している。その際に懸念されていた内容であるが、例えば女性の場合、男性と一緒に勉強できず、なかなか交われないケースがあるとの意見もあった。逆の男性の場合も然りであるが、そのような生徒達をどう受け入れていくのか。そのような考えを持つ生徒は、現在の県立高校にはいない、あるいは私立高校の男女別学校に入学しているのか。その部分は、最後の最後まで議論が続いた部分であるが、今回の報告内容では一切触れていない部分と思われる。

教育企画室長 今回の報告は、中間報告として示されており、この検証自体が道半ばであることから、定量的なデータを中心に分析している。今後は、学校現場に出向き、ヒアリングを実施していく予定であり、委員長御指摘の部分も含めて、この内容を掘り下げていくこととなる。審議会委員も「実際に聞かないと分からない部分がある」と考えており、今後の第3期審議会の委員の御意見も踏まえながら、調査してまいりたいと考えている。

委員長 私は「全県一学区化」に関わっていたので、その内容はとても関心がある。今後、第3期審議会を進めていく上で、注意する重要な課題と思う。それは、当初懸念されていた「地区間の移動があまりにもあると問題である」との考え方である。地域の拠点校は、進学という特色が明確であるため問題なく、古川地区、白石地区、石巻地区のどこであろうと同じように力を入れていく。その地域の子どもの大半は、近隣の高校に進学するものと思われるため、地域間の差は出ないのではないかと。問題視すべき事項は、それ以外の中間校等であり、その学校の特色を明確に打ち出せていないのが現状であると思われる。その問題点を考えると、地区間でも移動するはずであるが、進学校以外の高

校においても、懸念されるほどの地区間における大きな移動がなかった。

その部分について、「数字上では移動がないからよかった」という見方になるのか。私個人の正直な思いとしては、学校間へのある程度の移動が出ることを想定していた。学校の良い特色を策定し、特色のある学校になれば、そこに集中するのは当たり前のことであるが、一方で、生徒が集まっていない学校では、当初検討していた「特色を打ち出し、一生懸命やっていく」との考え方が、あまり進んでいないのではないかとの見方もできる。このため「数値上、思ったほどの変化が現れていないから問題ない」と結論付けることは非常に危険であると感じている。

この地区間移動が少ないことを、「あまり大きな問題はない」と見るのか、「特色を打ち出せていないから問題である」と見るのか。

また、資料7ページの下段「(3) 全県一学区化にあたっての教育委員会の取組」にある「各校の魅力づくりや学校の活性化を目指した教員の配置」及び8ページの表3の「③人事面での取組」の「魅力ある学校づくりや学校の活性化のため、教員の資質向上を図るとともに、意欲のある優れた教員を適正に配置する」について、表現としては分かるが、現実的な視点に立ち返れば、具体的にどの教員がそれに該当して配置されているのか一般的には分からない。高校を受験する生徒や保護者に対し、「この学校には、こんなにも素晴らしい先生が配置されている」といった情報が知らされていないことから、例えば、部活動や教育面等において、「ものすごく優れた先生が配置されている」ことは、その学校の一つの特色になるものと思う。

「意欲のある優れた教員を適正に配置する」との部分について、これは、一般の先生方を指しているのか、校長以下の先生方を指すのか、この点に関し伺いたい。

教育企画室長

最後に御指摘のあった8ページの「③人事面での取組」であるが、基本的には、いわゆる一般の先生までを対象として配置することを指している。

委員長

校長、教頭ではなく、一般の先生と理解して良いか。

教育企画室長

そのとおりである。

委員長

その部分であるが、ある学校に意欲のある先生が配置され、その学校における教育を何とかしたいと思っても、校長等の管理職に意欲がなければ、取組としては不十分な結果となる。もちろん、各学校の管理職の方々には、学校教育を良くしようと考え、一生懸命取り組んでいるのが一般的であると思う。

それに関連するのが人事異動である。進学校は、その学校の特色がしっかりしており、とにかく進学を目指すという部分があるため方向性が良い。一方、中間校等の進学をあまり意識していない高校は、それがなかなか見えてこない。校長等は、2年から3年で異動するのが一般的となっており、学校の特色を考えていく場合、当然ながら地域との連携も必要になってくるため、その期間で十分な連携が図られるか疑問である。これは教職員課で検討いただきたいが、先生方のために人事異動するのではなく、学校づくりを前提として考え、それに見合った校長等を配置していく必要がある。既に、そのような配置に取り組まれているとも思うが、それ以上に学校のことを考えた配置に努めてほしい。特に、中間校等の高校の管理職については、その学校や地域が何を求めているのかを把握し、少しでも多くの学校で特色を見出せるような人事配置に取り組んでいただきたい。人事に関しては、これまでの流れや問題等もあり、すぐに取り組むことは難しいと思われるが、大阪では50人ほどの校長先生を公募で配置している事例もあることから、できないことはないと思う。魅力ある高校づくりを見える形で進めてほしい。

教育長

委員長御指摘の人事異動については、一般教員だけでなく、管理職の人事に関しても同様の考え方ができる。例えば、意欲のある教員を配置するための取組として、公募人事の導入や管理職の異動年数を延ばしていくことは既に進めている。また、魅力ある高校づくりについては、学力だけで重点化していくのではなく、各地域の個性を活かした

学校を目指すこととして、その取組を進めている学校に支援することも始めている。

また、全県一学区の導入と同時に、仙台市だけではなく、各地区における魅力ある高校づくりに関する取組も意識して進めている。その両方の結果として、仙台市への一極集中が起きていないか、魅力のある学校に生徒が集中している状況がないか、あるいは、志願倍率が極端に落ちている学校がないかなどを検証する一つの手法として、今回お示しした資料のように数値化して確認している。ただし、その数値の見方が本当に正しいかどうか、さらに時間をかけて検証する必要があると考えている。

これまでも、校長を中心に魅力ある学校づくりを実践している学校もあるが、そのような取組が地域住民や県民から見える形であることが重要である。一生懸命な取組の情報については、外部に対して積極的に発信できるよう努めていきたい。また、管理職の姿勢が極めて重要であり、校長先生が次の校長に交替する場合でも、取り組んできた良好な内容がリセットされることなく、その取組内容を基盤とした学校づくりが後任校長へ確実に引き継いでいかれるような体制整備を徹底していきたい。

また、最初に御指摘のあった男女共学化における男子が苦手な女子の受け入れの問題については、12ページにフローを記載しているが、現時点では「①評価指標の検討」及び「②現状の把握」の段階にあり、まず全体の状況を的確に把握する必要がある。その状況を把握した上で、③から④の課題解決へ向けた検討を進めていくこととしており、これまで頂戴した御意見も踏まえながら、実際に学校に出向き、学校現場の状況を直接聞き取りながら、一つ一つ検証していきたいと考えている。

佐竹委員 その話題に関連して、「男女共学化」の弊害とまでは言えないかもしれないが、それを実施して、どういう影響があったのか伺いたい。例えば「やや遅れている」の理由について、不登校の生徒の問題との関係性や少子化による学校改編の影響等、現状において把握しきれていない部分もあると思われる。その評価の背景にある真髓の部分も併せて調べてほしい。

青木委員 不登校についてであるが、聞いた話によれば、どちらかと言えばそれほど学力の高くない学校の校長先生が、入学式で「皆さん、何とか卒業しよう」とあいさつしたとのことであった。いわゆる卒業率について、個別の問題はあると思うが、全体の数字は出せるのではないかと思うがいかがか。

教育企画室長 27ページの表の右側「生徒の状況」欄に、「中途退学率、不登校率（再）」と記載しているが、そのような数値では捉えている。

教育長 2つの御意見を頂戴したが、検証を進めていく上で、必要と思われる部分は御指摘いただきながら可能な範囲で検討していけるよう努力したい。多方面の視点から検証していくことが必要であり、この検証作業も含め、御意見があれば今後も頂戴していきたい。

佐竹委員 教育企画室長の説明にあった「中途退学率、不登校率（再）」であるが、それ以外に転校による数値の減少もあると思う。例えば、いじめにより、その学校に在籍することができず、やむなく転校する例も考えられる。そのような情報は可能な限り詳細に把握し、できるだけ多くの生徒をケアできるよう進めてほしい。

教育企画室長 御指摘いただいた内容については、今後、学校の現状等を直接聞いていく機会があるため、そのような視点にも十分に配慮し、調査を進めていきたい。また、「全県一学区」については、平成22年度の導入以来、来春には導入後初の卒業生が出ることから、その生徒の進路も含め、各学校の多くの評価を収集できると思う。学校は自由選択となったことから、委員長御指摘のように、その差は出てくると思うが、今回の「中間とりまとめ」においても「一部の高校、一部の地区に過度に集中する部分は十分に配慮すべきである」と審議会委員から御意見を頂戴している。「動きがないからいい」との整理ではなく、「特定の高校に過度に集中するような動きが出ることについては問題がある」と指摘されており、今後の検証では、そのような部分も含めて検証していきたい。

委員長 一部の高校に集中することは、必ずしも悪いことではないと思われる。その学校に魅力ある特色があるから志望しているのであり、それ以外の学校は、その学校を見習って進めることも一つの方法ではないか。

佐竹委員長 委員長の意見とは逆に、一部の学校に集中しないということは、それ以外の学校が頑張っていると評価することもできる。オープンキャンパス等の取組を見ても、一生懸命に学校の特色や特徴をアピールしている事実もある。

委員長 生徒が一部の学校に偏ることが悪いことではなく、一生懸命に取り組まないことが問題である。ある学校に偏っていることは、その学校のプラスの評価にもなる。

佐竹委員長 各学校において、もっと切磋琢磨してほしいということである。

委員長 そのとおりである。宮城の教育がさらに良くなってほしいと考えている。10校あれば、その中でさらに頑張る学校もある。その年度によっては、ある程度集中する場合があることは、ある意味では普通であり、決して悪いことではないと思う。集中することが悪いのではなく、調査した数値の捉え方を、そのような視点から判断してしまうことに問題があるのではないかと考えている。

佐々木委員 全県一学区に関しては、ある地域の子どもの進学した高校までを辿った線が、これまでの短い線から長い線へ移行することである。つまり、各地域から多くの学校を自由に選択できることとなり、その選択に差が出ないこと、これが全県一学区の成果である。

「どこも動いていなかった」との結果となっているのであれば、委員長の発言にあったように、全県一学区化した意味がなくなり、議論する必要がなかったものと思えてしまう。1学区1学校として、その地域の子を一つの学校に集めて教育することがいい評価となってしまふ。委員長の発言は、そういった考え方ではなく、全県一学区化により、多くの地域から多種多様な子どもが集まる学校を描いており、生徒自身の目標と個性とを合わせた学校選択が可能となることを目指していたとの主旨であると思う。育った地域と志望した学校を結んだ線が長く、そして縦横無尽に交差していることを、一学区の効果として考えているものと思う。

また、今回の評価について、中途退学や不登校等に関する指摘もあったが、そのような状況は、現実的な問題として浮き彫りになっている。一度も中途退学者を出したことのない進学校で、毎年のように退学者が出ている状況や、女子校を共学化した学校に男子が入学しているものの、休み時間になると、その男子生徒はトイレに集まり、常にその中だけで行動している実態もある。長い期間をかけて評価していけば、そういった小さな情報は埋もれてしまいがちであるが、その際に注意すべきことは、生徒一人ひとりが大事な子どもたちであるということである。子どもたちは、入学した学校で3年間の学校生活を過ごし、そのほとんどが学舎を巣立っていくこととなるが、その後は、学校の評価を口に出さなくなると思う。そのような現状があるからこそ、子どもたちが発信する小さなさざ波のようなサインを逃さず、その情報も含めた形で評価と検証を進めてほしい。評価と検証は、マス目に当てはめて分析せざるを得ない。ある意味では仕方ないことであるが、その視点だけに基づいた評価であれば、何も進展しないと思う。佐竹委員や委員長から指摘された部分も大事にしつつ、今後の検証作業を進めてほしい。

庄子委員 難しい課題に関する評価・検証であるため、大変な作業であったと思うが、各種の計画を立て、長い歳月をかけて取り組んできたことに対して敬意を表す。

しかし、一人ひとりの子どもたちの教育に密接に関係する部分であるので、佐々木委員の発言にあった具体的な事実の積み上げについても、しっかりと目配り・気配りしながら対応していただきたい。それは、先生や子どもたちだけではなく、親のかかわり方も重要な要素を含んでいると思う。「学ぶ土台づくり」や「志教育」も、その核となるのは家庭であり、そこでの教育が基本になると思う。今の社会では、寂しい子どもたちが増えている現実もある。また、海外と日本の子どもたちとを比べると、日本の子ども

たちは自分の考えを持っていないことが多いと聞いたことがある。そのような実態もあるため、「学ぶ土台づくり」、「志教育」等の宮城の教育は、実のあるものにしていく必要がある。高校や大学に進学する際も、成績が優秀でも“志”のないまま入学している例も見受けられる。「全県一学区化」または「男女共学化」にしても、教育委員会あるいは教育にかかわる者の“思い”や“志”から、その取組を進めてきたのだと思う。

先生方も子どもたちも努力しているが、一番重要なことは、各家庭における日常生活の中で、親が子どもの教育をしていくこと、愛情ある生活の中で学ばせていくことが必要である。親となった大人たちは、その基本的な部分を自覚していただきたいと思う。

「子どもたちに対する教育は、学校にお任せする」との古い日本の考え方が、まだまだ残っていると感じているが、家庭には親と子ども、その家庭は地域の中にあり、地域の学校で教育を受け、その学校教育を進めるための行政機関があり、教育の方針や計画等が策定されている。それぞれが密接に連携しているが、その基礎となるのは子どもたちであり、その親である。将来、子どもたちが自分の子どもを持った際に、子どものことを思える親に育っていきけるような教育に取り組んでほしい。

今回の評価については、全体としてはこのような結果になると思われるが、各学校における個別の問題を具体的に把握しつつ、子ども、親、先生方、そして地域等、それぞれが学びの基本的な部分を自覚し、それを浸透させた上、全員が共通認識のもとで教育される環境整備に努めてほしい。

佐 竹 委 員 今この庄子委員の意見は、私も同意見である。学校の中の問題については、学校、生徒の数だけ多種多様であると思われる。

そこで、学校における事例を一つ紹介したい。今日、仙台第一高校に行ってきたが、男女共学となり、男女が楽しく会話しながら、お互いの意見を交わす場面もあり、子どもたちは楽しそうに活動していた。その中で、学校の取組が伝わってきたことは、一つの問題に3人の先生が対応する体制が整備されていること、また、美田園高校の入学者が増えていることである。その背景には、学校に行けなくなった子ども、あるいは、行けなかった子どもたちに対するケアや救済が適切に行われ、学校内で対応できていることがある。学校全体として問題点を把握し、必要な対応を取っている良い事例であり、そのような事例を外部でも認識できるよう周知していくことも必要であると思う。学校が抱える問題等に一生懸命向き合っており、その問題を少しケアすることにより、学校全体の活性化につながっていた。

「男女共学化」や「全県一学区化」の方針は、そのような取組から評価されるのではないか。各学校でも同じような取組事例があると思うが、その努力がさらに充実していくような宮城県の教育の場であってほしい。

委 員 長 これまでの意見も踏まえ、今後の宮城の教育がさらに発展するよう、引き続き検証部会等で検討いただきたい。

(2) 「平成24年度全国学力・学習状況調査結果について」

(説明者：義務教育課長)

先日、文部科学省から公表された「全国学力・学習状況調査結果」について、御説明申し上げます。

資料は、1ページから3ページとなる。

資料1ページを御覧願いたい。本調査は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立すること及び学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることを目的に、平成19年度から実施されており、今年度で5回目となる。また、本調査については、昨年度は震災の影響で実施されなかったため、今回が震災後初めての調査結果となる。

なお、対象は小学校6年生と中学校3年生で、平成21年度までは悉皆調査、平成22年度からは抽出

調査となっており、今年度は、教科に関する調査として、これまでの国語、算数・数学に加え、新たに理科についても調査が行われたほか、質問紙調査もこれまで同様実施されたものである。

「7 調査結果の概況」について、「(1) 平成19年度から24年度までの教科に関する調査結果一覧」であるが、小・中学校ごと、教科ごとに「知識に関するA問題」と「活用に関するB問題」に分けて、平成19年から行われた5回の調査結果を記載しており、それぞれ、本県と全国平均との比較をしている。また、今年度実施された理科については、下段の表のとおり別掲載とした。

資料2ページを御覧願いたい。「(2) 教科に関する調査の結果」であるが、本県の小学校の正答率について、5教科中、国語の知識に関するA問題、活用に関するB問題と理科の3教科が全国平均を上回った。算数は、知識に関するA問題において全国平均を下回ったものの、活用に関するB問題では全国平均との差が縮まりつつあり、全体として、学力の改善が図られていると捉えている。中学生の正答率について、5教科中、数学の知識に関するA問題に全国平均との差があり、課題が見られるものの、他の4つの教科で全国平均を上回っており、全体としては、ほぼ順調に学力の改善が図られていると捉えている。今年度始めて調査が実施された理科については、小学校、中学校とも全国平均正答率を上回っており、一定の学力を有していると捉えている。

次に、「(3) 児童生徒質問紙調査の結果」については、次のページの補足資料も参考にしながら御覧願いたい。本県の小・中学生は、早寝・早起き・朝ごはんや規則正しく生活することなど、基本的な生活習慣に関する質問に対しては、全国と比べて肯定的な回答をしている。しかし、長時間テレビやビデオ・DVDを見る割合は、小・中学生とも全国値より高い状態であり、また、長時間テレビゲームをする時間の割合は、中学生は全国値よりわずかに低いものの、小学生は全国値より高い状態である。学習習慣について、家庭で予習・復習している割合は、補足資料の「2 家庭での学習習慣について」の項目「6」及び「7」にあるとおり、小・中学生ともに、平成19年度からこれまで全国値より高い状態が継続されており、予習・復習の習慣が身に付いてきていると捉えている。家庭での学習時間については、平日、小学生が1時間以上、中学生が2時間以上学習する割合は、小学生は平成22年度よりも下がったものの全国値より高く、中学生は平成22年度よりも上がったものの全国値より低い状態にある。

次に、「(4) 学校質問紙調査結果」であるが、「全国学力・学習状況調査の問題冊子等や独自の調査等の結果を利用し、具体的な教育指導の改善を行った。」と回答した学校の割合は、小学校は全国値より高く、中学校は全国値より低い結果となった。国語の指導において、書く習慣や読む習慣を付ける指導に取り組んでいる学校の割合は、小・中学校ともに全国値よりも高く、平成22年度から更に上昇している。算数・数学の指導において、補足的な指導に取り組んでいる学校の割合については全国値よりも高く、発展的な指導に取り組んでいる学校の割合については、中学校が全国値よりも低いという結果であった。理科の指導においては、実生活における事象との関連、科学的な体験や自然体験を重視する授業に取り組んでいる学校の割合は、中学生は全国値より高く、小学生は全国値より低いという結果であった。

最後に、「8 今後の対応」について、今回の調査結果を詳細に分析し、学力向上に向けた指導改善の方向性やポイントについて、市町村教育委員会に示すこととしており、また、支援事業として、希望利用校のデータの分析を行い、児童生徒、学校、市町村教育委員会に分析結果の提供を行う予定である。

さらに、今回、震災とその後の厳しい環境にくじけず、学校や児童生徒が努力を重ねてきた姿勢を大切にして、志教育についてもなお一層の推進を図っていくこととしている。今後も、市町村教育委員会と連携を図りながら、教員の教科指導力の向上、児童生徒の学習習慣の形成、教育環境基盤の充実に努め、学力向上に向けて継続的に取り組んでいく所存である。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

青 木 委 員

この資料の数値は全国平均との対比となっているが、報道からの情報によれば、秋田県や富山県等の日本海側の県で非常に高い結果を示している。この「児童生徒質問紙調査」や「学校質問紙調査」については、そのような県と比較していないのか。

義 務 教 育 課 長

文科省から提供されたデータは各都道府県レベルの数値であり、その内容については今後詳細に分析していくこととしている。また、このデータの提供時期は8月3日(金)

であり、お示ししている資料は、職員が勤務時間外に分析を行い、この定例会に間に合わせて作成した状況であることから、詳細な分析等はこれから行うこととなる。

なお、秋田県等の状況については、安定した3世代同居の家庭が多いこと、塾に通っている子どもは少ないが家庭での学習が確立されていること、多くの宿題が学校から出されていることなど、家庭における教育力の高さが背景にあると聞いている。

青木委員 その話を聞いているのであれば、秋田県等との分析をしているのか。

義務教育課長 これまでの情報の分析は行っているが、今年度の分析はこれからの作業となる。

青木委員 先ほどの将来構想審議会からの中間報告では、県内を10地区に区分していたが、この小・中学校の調査結果についても同様に区分しているのか。それとも、市町村の教育委員会別に区分しているのか。

義務教育課長 この調査結果は、国から各市町村教委に直接提供されており、県教委には県レベルの集計結果のみ提供されている。例えば、市町村別の平均正答率や、学校別の平均正答率等については、県教委に提供されたデータから把握することはできない。このため、今回の調査結果は、都道府県別レベルの平均正答率は公表しているが、各市町村や各学校の平均正答率の公表は、各市町村教委の判断で行うこととなる。

青木委員 個別のデータを県が持っていないことは分かったが、各学校に提供されたデータを市町村教委から県に提供してもらうことはできないのか。その公表・非公表は別問題として、内部で検討するための資料として、データを収集することはできないのか。

義務教育課長 今後、データの提供を市町村教育委員会に依頼することも検討していきたい。提供いただけるのであれば、その情報を基にした県教委独自の分析を行うこともできる。また、その分析結果を市町村教委にフィードバックすることも検討したい。

青木委員 支援事業をやろうとしているのに、提供を希望する市町村のデータだけでは、県内の比較ができないのではないかと。

佐々木委員 この学力調査の公表に係る一番の弊害は、地域間格差、学校間格差が露呈されてしまう部分にあるのではないかと。国からのデータの提供方法から推測すると、自己評価はできるものの、個別の順位付けができないような仕組でフィードバックされているのが実態ではないかと思う。本来は、詳細に分析した調査結果を公表し、その厳しい情報を基にして、互いに切磋琢磨して進めていくことが学力向上につながるのかもしれないが、それに歯止めをかける提供方法となっているのではないかと。県教委が、詳細な分析結果を無理に公表すると、全国的な社会問題に発展する恐れもあるのではないかと。

青木委員 個別の情報の提出を求めることが困難であることは理解できるが、学力の向上を進める場合に、学校間格差や序列を防御することは、例えば、「どこが痛いのか分からないが、とにかく治療してほしい」と言っているのと同じではないか。

教育長 市町村教委でも、学力を向上させたい気持ちで取り組んでおり、課題の認識に関しては、県教委と共通であると思う。その認識を共有していく中で、必要な施策が何であるか、互いに知恵を出し合いながら進めている部分もあることから、分析したデータを互いに共有することは、それほど難しいことではないと思われる。また、序列に関する御指摘もあったが、学力向上に関する施策を検討していく上で、各地域の実態を把握することは必要であり、さらに、先ほどの秋田県の学力状況のように、本県教育を進める上で参考となる部分があれば、それらを大いに取り入れていくことも必要である。

子どもたちが社会に出ていくためには、基礎的な学力を身につけた上で、多くの人と良好な人間関係を築いていくことが重要であり、その認識は、どこの教育委員会でも同様である。そのための一つの手法として、できるだけ具体的かつ詳細な情報を把握していくことは必要であり、その公表の可否については別問題として、そのような取組は今後も進めていきたいと考えている。

佐々木委員 秋田県の学力の状況について、秋田県の教育委員と情報交換する機会があり、どんな

取組をしているか伺ったところ、やはり秋田県と宮城県では危機感が違っていた。秋田では、子どもたちに高い学力を身に付けさせ、社会に送り出す必要があるとの危機感を県民全体で共有しているとのことであった。先ほど、家庭の教育に関する意見もあったが、日常生活における遊びや町全体で実施する学習コンクールの実施等、遊びが学習となるような取組を、家庭あるいは町ぐるみで実施しているとのことであった。

義務教育課長

今の佐々木委員の御指摘、そして、先ほどの青木委員の御指摘であるが、今回の調査項目における秋田県との比較等について、これまで、2・3の項目の比較は行っている。正答率に関しては、小学校の場合、昨年度よりも国語及び算数については縮まっているが、秋田と宮城では、依然として5%以上の差がある。中学校では、国語は縮まったが、数学ではその差が開いている状況にある。また、質問紙調査では、先ほど申し上げたとおり、秋田県では、家庭における学習の中で、子どもたち自身が学習の計画を立て、予習・復習を行っている割合と、長期の休日を利用した補足的な学習サポートを実施した割合が、非常に高い数値を示している。さらに、中学校では、学校生活の中で私語が少なく、落ち着いていると考えている割合が100%であった。そのようなことが習慣化し、子どもたちが強い意志を持って授業に望んでいる状況であった。

教 育 長

今回の調査は、大震災後に実施した調査結果であり、各学校では、通常の年度の授業水準を維持するため、先生と子どもたちが高い危機感を持ち、努力して取り組んできた。その結果、今回は全体としては良好な状況となっているものと考えている。震災直後の調査であったため、正直な思いとしては、前回の水準よりも低下するのではないかとの危機感を我々自身も持っていたが、現場の先生方の努力と児童生徒の取組が、この数値に表れていると思う。

また、全国から学習面の支援も含めた御支援を頂戴し、他県の先生や大学生ボランティアによる指導等、多くの地域、多くの場面で学力の向上につながった。宮城の復興は1年で終わるものではなく、今後も長い時間が必要となるが、この危機的な宮城の状況を、子どもたち自身が頑張って打開していく気持ちが“志”になると思う。その気持ちをしっかり意識させながら、学校現場と教育委員会、家庭と地域が一体となって学習に向かう習慣の徹底に努め、なお一層の学力向上を図っていく必要があると考えている。

佐 竹 委 員

ここ数年は、秋田県の学力が全国でもNo. 1となっている。その背景には、教育現場の秩序もあると思うが、秋田県では、家庭と学校の信頼関係が非常に強く、先生方を尊敬している家庭が9割以上であるとの結果も出ている。家庭が先生を育て、その先生が子ども達を育てている。お互いに育成している結果であると思う。

もう一つは、先ほどの2ページの「(4) 学校質問紙調査の結果」の4点目、「理科の指導において、実生活における事象との関連、科学的な体験や自然体験を重視する授業に取り組んでいる学校の割合は、小学校は全国値よりも低い。」とあるが、恵み豊かな山や海を有する宮城県は自然の宝庫であるが、その宮城の小学生の数値が全国値よりも低くなっていることは、この結果から課題を見出すことができた部分である。今後の指導に力を入れていく部分であるとともに、その恵み豊かな自然を有効利用していけば、宮城県の子どもたちも実生活に即した学力が身に付いていくものと思う。

義務教育課長

委員御指摘の理科の学力について、自然体験等を取り入れた授業に取り組むべきとのことであるが、その指導力を向上させるため、小学校教員を対象とした「中核教員養成研修」を今年度から各管内で実施しており、小学校教員の理科離れ、理科嫌いを克服するためにも研修にも取り組んでいる。

委 員 長

多くの問題・課題に取り組んでいただいているが、その一方で、保護者の意識の問題も重要である。昨年夏休み期間中に、ある町の協働教育の一貫として、冷房の効いた数カ所の公民館等で寺子屋を開催したところ、参加した子どもたちは少数であった。学校で一生懸命に取り組んだとしても、保護者の意識が向上していかなければ、子どもた

ちの学力向上は望めないと思う。義務教育課や生涯学習課と各学校やPTA会等とが連携・協働し、保護者の意識向上につながるような取組にも努めてほしい。我々教育委員も、保護者等の意識の向上が図られるよう働きかけていきたい。

(3) 「いじめ問題への取組の徹底について」

(説明者：義務教育課長)

いじめ問題への取組の徹底について、御説明申し上げます。

資料は、4ページから5ページとなる。

滋賀県大津市での中学2年生が自殺した事案や、一部で報道があった仙塩地区高校における集団による威圧・暴力行為に係る事故等も踏まえ、いじめ問題に対する県教育委員会としての考えを資料のとおりまとめ、教育委員会との圏域別懇話会の折、3回説明させていただいた。緊急性のある内容であったため、教育委員の皆様方の御意見を伺う前の説明になったこと、お許し願いたい。

資料4ページを御覧願いたい。この取組の内容であるが、「基本的な考え」、「いじめの早期発見・早期対応」、「いじめを許さない、いじめを生まない学校づくり」の3つの観点からまとめている。

「1 基本的な考え」については、認識や方針等を含めて7点を掲げている。「(1)、(2)」は基本的な認識として、いじめは、どの児童生徒にも、学力の高い低いにかかわらず、起こり得る問題であり、また、いじめは、人間として決して許されないことであり、小さいいじめが犯罪につながる可能性があるということである。「(3)、(4)、(5)」は、対応方針であり、早期に、組織的に、毅然として取り組むことが大切であり、何度も繰り返される事案や、犯罪性が疑われる場合等は、警察や児童相談所等との緊密な連携を図る必要がある。「(6)、(7)」は、県教育委員会としてのスタンスであるが、市町村教育委員会との危機感の共有や、職員派遣等の最大限の支援をしていきたい。

次に、「2 いじめの早期発見・早期対応」については、5点ある。「(1)」は、児童生徒の心の声を聞く機会を学校組織として確立するということである。県内の小中学校では、1年に2～3回、いじめに関するきめ細かい実態調査を行っている現状がある。今回、各市町村教育委員会への提案として示したものが、資料5ページの「児童生徒の状況把握について」にあるように、簡易アンケートを月に1回程度実施し、各学級担任が、学級経営等に生かせるようなシステムを構築したいと考えている。担任は、日常の観察や、児童生徒からの訴えを聞くなど、様々な方法で情報収集に努めているが、この簡易アンケートは、帰りの会やショートホームルームで、2分程度の短時間でできるものである。“無記名”、“○(丸印)”を付けるだけとしたのは、他の児童生徒の目を気にすることなく、また、集計や統計をとることもなく、いじめがあるか、ないかを担任が認知することを主な目的としたからである。その結果から、次の段階である、面接や再調査を行うかなど、担任が判断するための資料とするものとしたためである。

資料4ページにお戻り願いたい。「(2)」は、担任一人に抱え込ませるのではなく、学校全体で組織的に取り組むことについてである。「(3)」は、事後のアンケート結果を精査するなど、事実関係の把握をしっかりと行うということである。「(4)」は、保護者の訴えを謙虚に聞いたり、学校は、市町村教育委員会の指導のもと、警察や児童相談所と連携したりするほか、学警連等の会議において、いじめ等の状況について、関係機関との情報の共有を図ることが必要であるということである。「(5)」は、学校は、いじめの対処方針や指導計画の情報を保護者や地域に積極的に公表するということである。

続いて、「3 いじめを許さない、いじめを生まない学校づくり」に関することである。「(1)」は、出席停止の措置等、毅然とした指導を行うこと。また、いじめられている児童生徒に立った親身の指導を行うこと、“いじめる側”から“いじめられる側”に関係が逆転することもあるということである。「(2)」は、いじめ問題の解決後も継続指導が必要であるということである。「(3)」は、「(1)、(2)」の対症療法とともに、いじめを生まないという予防的措置として、道徳教育や体験活動等を通じて、心を育てる取組を充実させるということである。また、いわゆる傍観者をなくし、「何らかの形で声をあげる」ことのできる、強い心を育てていくことが重要である。」との共通の認識をもって指導に取り組んでまいりたい。

以上のような基本的な考えに基づいて、いじめは、どの学校でも起こり得るとの危機意識を持ちつつ、

今後、具体的な取組を進めてまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

委 員 長

ただ今、義務教育課長から「いじめ問題への取組」に関する説明があったが、この案件の質疑に入る前に、先日、報道された県立高校のいじめ問題について、高校教育課長から説明願いたい。

高 校 教 育 課 長

御指摘のあった県立高校におけるいじめ事案について、御説明申し上げるが、個人情報に触れる部分もあるため、その詳細については伏せさせていただきたい。

一部で報道されているように、6月22日(金)に発生した集団的威圧暴力行為の事案であり、被害者1人を加害側グループの7人が取り囲む様な形で集団的な暴力行為及び暴行行為に及んだものである。その後、学校で事実関係を調査し、必要な指導を加えている。被害者の生徒に関しては、まず、学校に登校できる状態に回復させていくことが必要であり、また、加害側の生徒に対しては、家庭謹慎を含め、学校生活では仲良く過ごしていくことを厳しく指導している。また、被害者の生徒及びその家庭に対しては、加害側の関係生徒と家庭の謝罪の機会を設けており、今は謝罪している段階にある。

なお、学校全体の対応としては、6月25日から3回に渡る全校集会を行ってきたが、現在は夏休み期間中となっている。

いじめについては、当然ながら許される行為ではないことから、生徒を指導する機会がある度に指導しており、その解決に向けた対応としては、全校生徒に対するアンケート調査の実施や、生徒全員の保護者への面談を行うなど、情報把握・情報交換に努めている状況である。そのアンケート調査の結果からは、いじめと見られる内容も10数件あり、中には不登校状態の生徒も一人いたが、現在は、徐々に登校できるところまで回復している。アンケート調査の全体の印象としては、“からかい”や、何気ない会話から発生するトラブル等が非常に多く、その中で深刻な事態に発展しないように、事前にケアするなどの対応に努めてまいりたい。

概要については以上のとおりであるが、今後も指導を継続しつつ、夏休み後に通常通りに学校が再開できるよう、学校に対しても指導していきたい。

委 員 長

夏休み明けの学校再開に向けて、これまでどおりに生徒が登校できるよう、生徒への適切なケアをお願いします。

佐 竹 委 員

4ページの3の(1)「いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要である」について、毅然とした指導が必要であるが、被害者側の子どもと家庭に対するケアは十分に行われている傾向にあるが、いじめた側、加害者側の子どもたちなどへの配慮も必要である。いじめた側の子どもは、何らかの理由により、そのような行為に及んでしまうことが顕著である。先ほど話題となった家庭における道徳教育の観点からも、再発防止の指導については、いじめる側の子どもの心のケアも非常に重要であり、また、その家庭を含めたケアが必要である。その指導について、子どもたちだけでなく、その家族を網羅した形で手厚くケアしていくことが必要である。

もう一つは、学校内だけで解決できることが理想であるが、いじめ問題は必ずしも理想的な解決ができるものではない場合が多い。その解決に携わる方々は、どうしても先生方や学校関係者となり、学校内部の関係者による身内的な感覚で対応してしまう部分があると思う。その問題の解決に関し、地域には、多様な体験をされている方、語りかけられる方々が居るはずであり、地域の方々の話を聞く機会を設けていくことも必要ではないか。視野を広げ、違う視点から見ることにより、自分で考え、自分が気付いていくことは、いじめ問題に対する教育として、非常に有効な取組であると考えられる。

佐 々 木 委 員

いじめは昔からあったと言われているが、昔と最近のいじめは、質が異なると思う。その注意すべき事例として、私たちの業界では、日々の中で発生した注意すべき事案の

報告が義務付けられ、その案件を整理し、関係者が情報共有する「ヒヤリ・ハット集」がある。「2 いじめの早期発見・早期対応」の方法として、アンケート調査を実施することとしているが、その情報を「ヒヤリ・ハット集」のように集積し、関係者全員で共有する具体策を取ることも必要ではないか。

また、最近のいじめ問題に対応している教育委員会や学校側の答弁を聞いてみると、「あれはケンカだと思った」、「ふざけ合いだと思っていた」、「いじめとは認識していなかった」との返答が多い。また、先生が一人で対応したため「報告を受けたが具体的な対応をしないうちに事件になってしまった」との事例もある。仮に、先生が一人で問題を抱え込まないことを前提としていても、先生方は、それぞれが職業観を持ち、自分は一生懸命頑張っているとの思いで取り組んでいるため、結局、一人で頑張ってしまう。

いじめの事案への対応については、問題の解決が困難となった場合、単に、教員一人の指導力不足とすることなく、その事案を報告しなかったことを報告義務違反のような形で整理するなど、組織として対応する姿勢を明確にする必要があるのではないかと。そのためには、いじめ事案の報告があった場合の対応方針等について、各学校で具体的に決めておく必要があると思う。例えば、一人ではなく複数名で構成する“いじめ対策教官グループ”や“いじめ対策室”のように、問題に対応する担当部門を決めておき、いじめ事案が発生した際には必ずグループで対応する。担任の先生一人が抱え込むことなく、複数の先生方で対応する形を明確化し、組織として対応することにより、結果として、問題の早期解決につながるのではないかとと思う。

義務教育課長

委員御指摘の具体的な事例等の集積と共有及び具体的な対応策について、9月6日に「学校警察連絡協議会」があり、県内各地域から担当者が一堂に集まるため、その会議で問題提起し、その場でいただいた意見等も参考にしながら整理していきたい。

また、いじめの事案への対応として、チームまたはグループのように、個人ではなく組織としての対応について、今後、「いじめ対応に関するリーフレット」を作成する予定であり、その中に委員御指摘の内容も盛り込んだ形で作成していきたい。

佐竹委員

佐々木委員の意見は私も大賛成である。そのチームには、地域の支援、例えば警察や交番、青少年健全育成、学研連の各種団体等から構成メンバーに加わっていただければ、さらに充実していくものと思う。

いじめの事案に関しては、噂を軽視しないことが大事であり、これまで報告されていない情報かもしれないが、いじめの事案に関する噂は、必ずと言っていいほど出るものである。以前、相談を受けたいじめの事案を紹介するが、いじめの噂話が先行したことにより、その事案を学校や担任の先生が認識していても、そのいじめられていた子は、自分の親と相談し、せつかく入学した学校から転校してしまった。結果として、学校の対応の遅れが浮き彫りとなったものである。

学校でも、地域でもいいが、そんな噂話を耳にした際には、すぐに学校に第一報を入れ、そのチームで調査・検証し、早期に対応するシステムを構築していけば、いじめ問題は早い段階で解決できるのではないかと。

「いじめ」という言葉は、本当に嫌な言葉だと思うが、そのような地域・家庭・学校が協働して取り組んでいける体制を整えておくことが必要であると思う。

教育長

いじめの問題については、解決の方法を模索しながら取り組んできたが、劇的な改善策は見出せていない状況であり、今後も大きな課題と捉えている。今回は、毎月アンケート調査を実施することにより、担任の先生が気付く材料にさせていただくため、市町村教委に提案したところである。今後、そのようなことも含め、市町村教委と一緒に、これまで以上の具体的な手立てを考えていきたい。

また、いじめの問題に関しては、“いじめた側”、“いじめられた側”のどちらに対しても所要の指導を講じる必要があるが、現時点ではまず、被害に遭っている子どもを全

力を守るスタンスで対応することが重要である。その認識のもとで、全体としては円満な人間関係が形成されること大事であり、いじめた子も含め、子どもたち同士、先生方同士の人間関係の良好な維持が必要である。

委員長 いじめのない将来を期待したいが、現実的には難しい問題である。

佐竹委員 障害となる壁を外すことが必要であり、先生も子どもたちも、その壁を取り壊し、一緒に考えていくことが必要ではないか

委員長 そのためには早めの対応が重要となる。今できることは、これまで説明いただいた形で進めるしかなく、いじめのない理想的な学校生活を目標として、しっかりと対応していく必要であると思う。学校の先生には大変な心労をお掛けするが、難しい問題であるからこそ適切に対応していただき、個別事案の早期解決に努めていただきたい。

(4)「柴田高等学校（第一体育館）における火災事故について」

(説明者：高校教育課長)

7月15日(日)夜に発生した、柴田高等学校の第一体育館の火災事故について、御説明申し上げます。

資料6ページを御覧願いたい。まず、「1 火災発生の場所」であるが、柴田高等学校の第一体育館である。裏面の7ページに配置図があるが、左側に記載している箇所が6月29日に発生した事故であり、その右隣の屋内体育館の網掛部分が7月15日の事故である。

次に、「2 火災の経過」であるが、7月15日の午後10時20分過ぎに第一体育館内のトレーニング室に置いてあった段ボールが燃え、警報機器からの通報で掛けつけた機械警備会社が午後10時40分頃到着し、消火器による消火活動を行ったものである。

なお、消火活動が早かったため、幸いなことに床面の一部が焦げた程度であり、人的被害もなく、大きな物的被害もなかったものである。

「3 出火の原因」については、7月16日(月)に警察と消防による現場検証が行われた結果、焼け残った段ボールやトレーニング室内の数箇所に油のようなものがまかれた跡があったことから、放火の疑いもあるとして捜査を行っていただいているが、原因はまだ特定されていない。また、当時、トレーニング室の窓の下の戸袋(1箇所)が開いた状態となっていたが、侵入経路の特定までには至っていない。

次に、「4 トレーニング室・部室の火災事故との関係について」、同校では、去る6月29日(金)夜にもトレーニング室及び部室が全焼する火災事故が発生したばかりであるが、この火災事故についても未だ原因特定には至っておらず、今回のトレーニング室のボヤとの関係も含め、現在警察で捜査を行っていただいている状況である。

最後に、「5 県教委及び学校における対応」であるが、学校においては、6月29日(金)の火災事故後、全校集会や保護者あての通知等により、火災の状況等について報告するとともに、防火対策として、施設内の整理整頓や教員による施設の巡回を強化してきた。しかしながら、今回新たに不審火が発生したことから、7月16日(月)からは職員が、7月23日(月)からは警備会社が24時間体制で校内を警備しており、また、警察とも相談しながら防犯体制のさらなる強化を図っているものである。また、生徒に対しては、7月17日(火)の朝に全校集会で火災の状況を説明し、落ち着いて通常の勉学に励むよう伝えるとともに、翌18日(水)に保護者説明会を開催し、火災事故の状況や今後の防火対策について、保護者に説明を行ったところである。

さらに、今回の火災事故を踏まえ、各県立学校長に対し、防火対策を徹底するよう注意喚起を行ったところである。

なお、今回の火災事故については、放火の疑いもあるが未だ原因が特定されておらず、現在、警察で捜査中であるが、1日も早い原因究明に向け、警察等とも十分連携してまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

佐竹委員 6ページの5の2つ目の“○(丸印)”に、「7月16日(月)から職員や警備会社による24時間警備体制を取るとともに」とあるが、通常の授業が行われている時や夜間

における学校の警備は、どのようになっていたのか。

高校教育課長 通常であれば、午前7時頃までは、警備会社による機械警備がセットされており、その後は職員による人的警備に切り替え、校門等を施錠し、生徒や教職員が学校に入れる状態にしている。その後、通常の教育活動を行い、夕方、午後5時頃から午後8時頃にかけて、警備会社の方が機械警備をセットできる状態に作業する。

佐竹委員 校門を施錠するのか。

高校教育課長 校舎内の各出入口や窓と校門を施錠している。

佐竹委員 建物と校門の施錠とのことであるが、例えば、配置図にある400mトラックや屋内プールの警備は、特にしていないのか。

高校教育課長 そのトラックや野球場等については、機械をセットしにくい部分であり、機械警備は校舎や体育館等を中心に行っている。警備会社の警備員は、機械がセットされている箇所を中心巡回し、全て施錠等されていることを確認した上、中央部分の施錠や機械警備をセットし、学校外に出ることとなっているが、その際に、グラウンド等の外側を巡回することもある。

佐竹委員 これは柴田高校だけではなく、県内の各県立高校で同様の方法による警備を行っているかと理解していいか。

高校教育課長 一部の高校では、職員が巡視員として当直し、人的な警備を行っている学校もあるが、ほとんどの学校においては、人的警備、機械警備の併用となっている。

佐竹委員 そうすると、校庭やプール等の機械警備されていない箇所は、学校に誰もいない夜間等の時間帯は自由に入出りできることとなるのか。

高校教育課長 校門や出入口には、「許可無く立ち入りを禁ずる」旨の学校長名の貼紙等を掲げているが、それを乗り越えて入ってくる者については、現状としては防ぐことができない。

委員 長 警察では、犯人の特定に至らないまでも、ある程度の目星は付いているのか。

高校教育課長 所轄警察署の担当課に対し、今回の事故に関する情報や、出火原因等、警察で分かっていたことがあれば、学校への連絡をお願いしているが、現時点では情報が届いていない。

佐竹委員 警備の必要のない学校づくりが理想と思うが、現状では困難であるため、少なくとも人的被害の事故が発生しないような警備をしていただきたい。

(5) 「公立学校施設の耐震改修状況調査の結果について」

(説明者：施設整備課長)

8月2日に、文部科学省から平成24年4月1日現在の公立学校施設の耐震改修状況調査の結果が公表されたので、本県公立学校施設の耐震改修状況と合わせ、その概要について、御説明申し上げます。

資料は、8ページから11ページとなる。

資料8ページを御覧願いたい。はじめに、「耐震化率の概要」であるが、本表下の「(注1)」に記載のとおり、昨年度は東日本大震災のため、岩手・宮城・福島県の被災3県は、調査が見送られたことから、前年度と同調査の欄は平成22年度の数値または空欄としている。また、耐震化率については、「(注2)」に記載のとおり、全棟数に対する耐震性がある棟数の割合で算出している。まず、「(1)非木造」の建物についてであるが、平成24年4月1日現在の耐震化率は、小中学校は、県平均が98.0%、全国平均が84.8%、高等学校については、県平均が92.6%、全国平均が82.4%、特別支援学校は、県平均が100%、全国平均が92.9%、幼稚園は、県平均が88.7%、全国平均が75.1%となっている。

なお、高等学校における設置者別の耐震化率については、仙台市が100.0%、石巻市が50.0%、宮城県が92.4%となっている。

次に、「(2)木造」の建物であるが、平成24年4月1日現在の耐震化率は、小中学校では、県平均が83.3%、全国平均が78.8%、幼稚園については、県平均が100%、全国平均が83.5%となっており、高等学校及び特別支援学校では対象となる施設はなかった。

続いて、資料9ページを御覧願いたい。「1 非木造施設」の「(1) 県内市町村立小中学校施設」の耐震改修状況である。右から4列目、「L」欄の「耐震化率」について、今回の調査で耐震化率が100%となった市町村は28市町村となっており、前回の平成22年度調査の17市町村から、さらに11市町村で100%を達成しており、県全体の8割の市町村で耐震化100%を達成している状況である。

資料10ページについては、県内の県立・市立高等学校施設及び特別支援学校施設並びに市町村立幼稚園施設の耐震改修状況を記載している。

資料11ページには、木造施設に係る県内市町村立小中学校施設及び幼稚園施設の耐震改修状況について記載している。

文部科学省では、昨年の東日本大震災を契機に施設整備基本方針を改正するなど、学校施設の耐震化に向けて重点的な取組を行っており、平成27年度までのできるだけ早い時期に耐震化を完了することを目指している。耐震化を推進する上での取組として、市町村の負担軽減のための財政支援措置を拡充しており、今後、県教育委員会としても、耐震化の遅れている市町村に対し、国による財政支援が拡充されている好機を捉え、早期に学校施設の耐震化を図るよう強く働きかけてまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

委 員 長 今回の東日本大震災が発生する前から、宮城県沖地震が高い確率で発生することに関する注意喚起がなされており、県内の学校施設の耐震化が進んできたと思う。しかし、平成22年4月時点の耐震化率を見ると、県平均が全国平均よりも下回る数値となっている部分もあり、思うように進んでいない学校もある。財政的な事情もあると思うが、今回の大震災により、耐震化が完了していない小・中学校及び高校で倒壊した事例はあったか。

施設整備課長 津波により使用不能となった学校はあったが、倒壊した学校はない。

(休憩)

委 員 長 ここで休憩とする。
残余の案件に関する再開時刻は、午後4時40分とする。

(6)「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査結果(宮城県)について」

(説明者：スポーツ健康課長)

東日本大震災における学校等の対応等に関する調査結果の本県分について、御説明申し上げます。

これは、文部科学省が5月29日に公表し、6月13日の第829回教育委員会定例会において御報告した被災3県分の調査報告のうち、本県分の対応状況等を把握するため、独自にとりまとめたものである。

資料は、12ページから16ページ及び別冊の報告書となる。

資料12ページを御覧願いたい。まず、「1 調査の概要」であるが、「(1) 調査の目的」は、記載のとおりであり、「(2) 調査の対象」は、平成24年1月に文部科学省で行った調査研究データの本県分の提供を受け、未回収分を加えた、本県分の国公私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の848校園である。

次に、「2 調査のポイント」の「(1) 地震による被害状況と対応」であるが、「① 被害状況」については、地震の揺れによって死亡・行方不明になった児童生徒等及び教職員はいなかったが、負傷した児童生徒等がいる学校等は0.5%の4校であり、その原因は備品等の転倒、落下物によるものであった。「② 対応状況」については、震災時に児童生徒等が在籍していた学校等690校のうち、一次避難行動として、74.1%の学校等で机の下にもぐり、51.9%の学校等で場所や状況に応じた行動をとった。次のページとなるが、二次避難行動をとった学校等は95.0%あり、そのうち82.2%が校庭に避難した。「③ 児童生徒等の下校」については、80.1%の学校等で保護者への引き渡しを行い、39.3%の学校等では児童生徒等の安全な下校が確認できるまで待機させた。また、帰宅困難な状況が29.6%の学校で発生した。「④ 情報収集の方法」については、記載のとおりであり、「⑤ 危機管理マニュアル等

の整備状況と課題」については、マニュアルの中に、地震発生時の児童生徒等の安否確認について規定していた学校等は38.0%であり、規定していなかった学校等は59.0%であった。また、帰宅困難な児童生徒等のための備蓄品があった学校等は27.0%であった。

資料14ページを御覧願いたい。「(2) 津波による被害状況等と対応について」であるが、「① 被害状況」については、実際に津波が到達した学校等89校のうち、津波による浸水予想場所に位置していた学校等は29校33.0%であり、位置していなかった学校等は54校61.0%であった。学校管理下内で、津波により死亡・行方不明となった児童生徒等がいる学校等は23校26.0%で、死亡・行方不明となった教職員がいる学校等は7校8.0%であった。「② 津波からの避難場所」については、ハザードマップで津波浸水が予想されていた場所に位置していた学校等及び実際に津波が到達した学校等96校のうち、発災時に児童生徒等が在籍していたのは76校であり、そのうち18校23.7%の学校等が指定避難場所へ、17校22.4%の学校等が裏山等の高台へ、8校10.5%の学校等が校舎の屋上に避難した。また、37校48.7%の学校等が「その他」と回答しており、具体的には、校庭から体育館へ、校舎の2階・3階へ、海から遠い校舎の3階等へ避難した。「③ 津波に関する危機管理マニュアル」については、ハザードマップで津波浸水が予想されていた場所に位置していた学校等35校（実際に津波が到達した学校等29校、津波が到達しなかった学校等6校）のうち危機管理マニュアルに、津波に対する児童生徒等の避難について規定があった学校等は19校54.3%であった。

次に、資料15ページを御覧願いたい。「(3) 安全管理・防災教育などの実施状況」であるが、「① 避難訓練」については、津波浸水が予想されていた場所に位置していた学校等35校のうち、避難訓練が実施されていた学校等は15校43.0%であった。「② 校内での防災検討・協議機会」については、学校等848校のうち、日常的に防災について校内で検討・協議する機会（地域学校安全委員会、防災委員会等）があった学校等は415校49.0%であった。「③ 災害に対する危機管理マニュアルの策定」については、記載のとおりである。

次に、「(4) 避難所としての運営状況」であるが、「① 避難所としての利用状況」については、848校のうち800校から回答があり、265校33.0%の学校等が避難所として利用された。避難所となった学校等の171校66.8%で体育館が利用され、119校44.9%の学校等で普通教室が利用された。

次のページの、「② 避難所の運営」、「③ 避難所の運営マニュアル・運営課題」については、記載のとおりである。

以上、調査の概要とポイントについて御説明申し上げたが、詳細については、別冊「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究報告書及び概要」に整理しているので、後ほど御覧願いたい。

また、本日御説明した調査結果から、津波に対しての避難場所の設定と避難経路の確認、不測の事態を想定した避難訓練の実施、在籍時以外での発災対応、避難所運営及び避難所としての備蓄、地域住民や関係機関との連携等の日頃の備えが不十分であったなどの課題が改めて浮き彫りになったところである。

これまで、各学校で学校防災マニュアルの見直しなどを進めているところであるが、その課題・問題点を踏まえ、現在、外部有識者を入れた「(仮称)みやぎ学校安全基本指針」作成協議会で詳細を分析・検討中である。その結果を、この指針の中に盛り込み、今回の震災を教訓とした、実効性のある防災教育を推進してまいりたい。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

委 員 長

今回の調査結果については、各学校に対する防災指針に反映していくのか。

スポーツ健康課長

今回の課題を整理し、有識者を入れた作成教員会において分析・検討を加えており、その検討結果を踏まえつつ、指針を策定し、防災教育の展開に反映させていきたい。

教 職 員 課 長

関連であるが、防災主任研修会について、3回目は10月から11月にかけて、地区別に行うこととしている。その研修会の一つの大きな材料が、新しく作成する基本指針となる。その指針を用いた研修を進めるとともに、例えば、地区によっては、市町村の危機管理の担当者や消防の方に参加していただくなど、それぞれの地区で抱える課題も

取り上げ、内容の充実した研修とすることを考えている。
青木委員 その研修に各学校の防災主任は全員参加するのか。
教職員課長 今年度実施している新任防災主任研修会は、すべての防災主任が対象となる。

(7) 「重要文化財の指定に伴う宮城県指定文化財の解除について」

(説明者：文化財保護課長)

重要文化財の指定に伴う宮城県指定文化財の解除について、御説明申し上げます。

資料は、17ページから18ページである。

資料17ページを御覧願いたい。伊達政宗の正室「愛姫（めぐひめ）」をまつる霊廟・陽徳院霊屋（よとくいんたまや）は、昭和28年3月3日付けで宮城県指定有形文化財に指定されたものである。

本年7月9日付け文部科学省告示第108号により、重要文化財に指定されたので、これに伴い、宮城県文化財保護条例第4条第3項の規定に基づき、重要文化財指定となった同日の7月9日付けで宮城県指定有形文化財の指定が解除されたものである。

なお、陽徳院霊屋の位置については、18ページに位置図を示しており、現在の瑞巖寺に向かって右側、丘陵の上に建っており、平成20年度に修理しているため非常に綺麗な状態である。

本件については、以上のとおりである。

(質 疑)

青木委員 平成20年に修復され、とても立派な建造物となっているが、この陽徳院霊屋が建立された時期は、いつ頃となるのか。

文化財保護課長 1666年、江戸時代初期に建立されたものである。

委員 長 設置されている場所は、屋外であるか。

文化財保護課長 そのとおりである。

委員 長 今後、その設置場所への屋根の設置は考えていないのか。また、岩手県の中尊寺のように、瑞巖寺が世界遺産の登録を受けるなどの可能性はないのか。

文化財保護課長 そのような話は聞いていない。

佐竹委員 地震の影響はなかったか。

文化財保護課長 特になかったと聞いている。

11 資料（配付のみ）

(1) 宮城県美術館特別展「生誕100年 松本竣介展」の開催について

12 次回教育委員会の開催日程について

委員 長 次回の定例会は、平成24年9月13日（木）午後1時30分から開会する。

13 閉 会 午後5時16分

平成24年9月13日

署名委員

署名委員